

【参考】埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針の概要

基本方針の概要

対象

埼玉県内の県立学校及び私立学校(幼稚園を除く)
(市町村立学校については各市町村で基本方針を策定)

内容

1 埼玉県が実施する施策

- (1) 「いじめ問題対策連絡協議会」の設置(努力義務)
→いじめ問題対策会議の活用
- (2) 県教育委員会に調査組織を新設
→重大事態のうち、学校における調査が困難な場合に調査
構成: 弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等
- (3) 県が実施する具体的な施策
→・相談環境の整備充実
・教職員の指導力向上
・「いじめ撲滅強調月間」の周知 等

2 学校が実施する施策

- (1) 学校基本方針の策定(法定義務)
→学校が規定する内容を具体的に規定
- (2) 学校における組織の設置(法定義務)
→必要に応じた専門家の参加を規定
- (3) 学校が実施する具体的な施策について
→いじめの防止、早期発見、必要な措置 等

3 重大事態への対処

→実際の対処方法等について規定(右図参照)

重大事態への対処

知事

県教育委員会・私立学校法人(学校)

重大事態の発生

◎ 重大事態

- ・児童生徒が自殺企図、身体に重大な障害、金品等に重大な被害、精神疾患発症、年間30日以上欠席などの状況に至ったとき
- ・児童生徒や保護者から上記の事態に至ったと申し出があったとき

調査組織の設置

◎ 組織の構成

- ・弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等で当該事案関係者等と直接の人間関係、特別の利害関係を有しない者が参加

調査結果の受理

※ 法第28条、30条、31条

報告

報告

適時・適切な説明

児童生徒・保護者

調査結果に対する所見を報告書に添付

知事が設置する附属機関等による調査
※知事が必要と認めるとき

※ 法第30条、31条

再調査結果の受理

重大事態への対処、
同種の事態の発生防止のための必要な措置

県議会への報告(県立学校の事案のみ)

児童生徒・保護者への適時・適切な説明